

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和6年11月21日 午後 1時21分 開 議

出 席 委 員

委員長	矢口龍人
副委員長	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	小倉博
委員	久松公生
委員	櫻井健一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 議 員

議長	小座野定信
副議長	櫻井繁行

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋 謙
市長公室長	横 田 茂
総務部長	中 泉 栄一

出 席 書 記 名

議会事務局長	金 子 俊 文
議会総務課長	谷 中 博 文
議会総務課課長補佐	鴻 巣 智 子

議 事 日 程

令和6年11月21日（木曜日）午後 1時21分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和6年第4回定例会の運営について
 - ・提出予定案件の概要について
 - ・請願・陳情等の取り扱いについて
 - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. 閉 会

開 議 午後 1時21分

○矢口龍人委員長

では、皆さん、こんにちは。

時間前ではございますが、全員そろいましたので、会議を開催したいと思います。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は、第4回定例会招集告示日の市議会運営委員会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、第4回定例会に提出予定の議案につきましてご説明をさせていただきます。

今定例会に提出を予定しております議案については、全部で19件です。内訳としまして、報告が7件、承認案件が2件、条例に関する議案が4件、予算に関する議案が4件、その他の議案が2件です。

なお、議案の概要につきましては、担当部長からご説明いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、小座野議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

改めまして、大変ご苦労さまでございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただき、大変ご苦労さまでございます。

本日は、10月9日に貴委員会に諮問させていただきました令和6年第4回定例会の運営につきまして、引き続きご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、11月18日付で、市長から令和7年かすみがうら市議会定例会の招集予定期日に関する通知がございましたので、その写しをタブレット端末のほうに掲載させていただいております。

市長から通知がありました招集予定期日を基に、令和7年かすみがうら市議会定例会の日程案をそれ

ぞれ作成し、後日、ご提示したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上であります。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

○矢口龍人委員長

本日の事件は、（１）令和６年第４回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

それでは、まず予算以外の案件について中泉から説明をさせていただきます。

概要書の１ページから７ページ、報告第１１号から報告第１７号につきましては、いずれも市道の管理瑕疵を起因とする損害賠償の額の決定及び和解の専決処分事項の報告ということになります。

続きまして、概要書の１２ページ、議案第６５号 かすみがうら市再編関連訓練移転等交付金基金条例の制定についてでございます。

続きまして、概要書の１３ページ、議案第６６号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

１４ページ、議案第６７号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

概要書の１５ページ、議案第６８号 かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

続きまして、２５ページから３０ページ、議案第７３号 公の施設の区域外設置に関する変更協議についてでございます。

３１ページ、議案第７４号 市道路線の廃止についてでございます。

私からの説明は以上でございます。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、私のほうから予算関連の議案につきましてご説明を申したいと思っております。

承認第９号 一般会計の補正予算（第６号）を専決いたしました。内容は、衆議院議員の選挙に関する経費でございます。承認を求めます。

続きまして、引き続き承認第１０号 補正予算の第７号でございます。ふるさと納税の経費を支出するために基金に一旦積み替えるというような作業をするための補正でございます。専決処分させていただきました。

続きまして、議案第６９号 一般会計補正予算の第８号でございます。続いて開かれる全員協議会で詳細はご説明したいと思っておりますが、１億２０００万超の追加補正でございます。内容につきましては、ご覧の詳細の明細が入っておりますので、ご覧おきいただければと存じます。

続きまして、議案第７０号 介護保険特別会計の補正予算の第３号でございます。７１００万円超を追加補

正する内容でございまして、介護サービス給付等追加の経費が発生したものでございます。

続きまして、議案第71号 水道事業会計の補正予算の2号でございまして、人事異動等による支出の調整のため、年に一回、この時期に調整をするものでございまして、増額補正でございまして、

続きまして、下水道会計の補正予算の第1号、同じく人件費等の追加補正でございまして、

内容につきましては以上でございまして、

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

ご意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等はないようですので、これで執行部の方には退席をお願いします。

ここで暫時休憩とします。 [午後 1時28分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時28分]

○矢口龍人委員長

次に、請願・陳情等の取り扱いについてを議題といたします。

令和6年第3回定例会以降、本日までに請願書1件、陳情書2件を受け付けております。

それでは、請願・陳情等をお目通し願います。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 1時29分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時29分]

お諮りいたします。

本日までに議長が受理しました加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を求める請願書につきましては、文教厚生委員会に付託の上、審査することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

お諮りいたします。

本日までに議長が受理しました地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望及び臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情につきましては、先例のとおり、その写しを議場に配付することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

ここで、議長から発言の申出がございまして、

それでは、お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

令和5年、地方自治法の改正及び全国市議会議長会の標準会議規則等の改正等に関する検討会議での

報告内容を踏まえまして、市議会委員会条例、市議会会議規則、市議会傍聴規則の一部を改正する必要がございます。

つきましては、本職において各改正案を作成いたしましたので、貴委員会のご意見などを賜りたく申入れさせていただきました。

なお、各改正案につきましては、委員会提出議案として本定例会最終日の提案をお願いするものであります。

詳細につきましては、議会事務局長のほうから説明させますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○矢口龍人委員長

以上で申出による発言が終わりました。

○矢口龍人委員長

それでは、議長から申出がありましたかすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する条例の制定について、かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局から補足説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

それでは、かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する条例の制定について、かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

本案につきましては、改正のポイントといたしまして3点ほどございます。

1点目といたしましては、令和5年の地方自治法改正に対応するものでございます。

具体的には、28条になりますが、議長・副議長への通知、または議事録等の配付等、これまでは文書で手続をしてございましたが、インターネット等を活用したオンラインによる手続を可能とするものでございます。現在もガルーン等での手続を行っておりますが、ここで条例等の根拠をつくるものでございます。

2点目といたしましては、全国市議会議長会の検討会議での検討事項等を踏まえた全体的な見直しに基づくものでございます。

具体的に申しますと、現在の規定では、運営上、支障となる条文を整理するものでございます。タブレットのように、言い方です。承認を許可というふうな形で順序に整理をするものでございます。

3点目といたしましては、現在の社会情勢等に照らし、改正が適切と判断される事項でございます。

具体的には、資料をご覧いただきたいと思います。携行品等、外套、襟巻等から、コート、マフラーに改めるものでございます。

これらを内容とした改正案でございますが、こちらにつきましては全体的に文言等の訂正を行うものでございまして、直接、議会運営に寄与するものではございませんが、今回、かすみがうら市議会委員会条例、かすみがうら市議会会議規則、かすみがうら市議会傍聴規則の3つの例規の改正を行うものでございます。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

コート、マフラー等に変えたといったところで、つえというところで記載がなくなったんですけれども、つえに関してはもう初めから許すということなんですか。それとも、確認してみる必要性もなくなってしまったというような解釈なんでしょうか。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。 [午後 1時34分]

○矢口龍人委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。 [午後 1時34分]

○議会事務局長（金子俊文君）

つえにつきましては、今回削除となったようなんです。

○櫻井健一委員

具合が悪い人がついてくるつえとしてということであればいいんですけれども、凶器のようなものとして傘も駄目だということだと思えますよ。具合が悪くない人がつえを持ってきたりというのが、承認がないとそのまま入れるということになってしまうので、そのときに安全の担保ができるのかなというのがちょっと疑問なんですけれども、そこについていかがですか。つえに仕込むの結構ありますから。

○議会総務課長（谷中博文君）

つえにつきましては、基本的にやはり日常的に必要な方と、本当に凶器として持たせる方というのは、当然いらしやる可能性もあるかと思えますけれども、今回、やはりつえというのは日常的に使う用途として、うちのほうでは全体的に議場として認められたものとして示されておりますので、もちろん入り口のところでご確認のほうさせていただいて、その上で入場していただくということになるかと思えます。

○矢口龍人委員長

櫻井委員、それ言ったら、ピストルここへ隠しているとか、日本刀隠しているとか、それと同じ意味になっちゃうと思うんだよ。これは当然、そういう凶器として持ち込むことはいかんということだと思うし、そこを限定しなくてもいいんじゃないかなとは思っただけけれども。そういう解釈じゃないかなと思うんですけれども。

[「じゃ、調べて、全国議長会のほうへ調べていただいて、その結果でまたお願いします。

最終日までに答え出してもらおうように」と呼ぶ者あり]

○議会事務局長（金子俊文君）

つえにつきましては、先ほど申しましたように、入り口で十分確認をしたいと思えます。

また、この入れるか、入れないかにつきましては、全国議長会のほう確認して、検討してまいりたいと思えます。

○矢口龍人委員長

ここにアンダーラインが引いてあるように、会議への出席に必要と認められるものであって、議長にあらかじめ届けたものについては、この限りではないというふうに入っているんで、単にそのとおりだと思うんだよ。いずれにしても調べていただいて、報告してください。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、本件につきまして、議長申出並びにただいまの事務局の説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、ここでお諮りいたします。

かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する条例の制定について、かすみがうら市議会傍聴規則の一部を改正する条例の制定についての3議案につきましては、先例により議会運営委員会委員長が提出者となり、委員会提出議案として定例会最終日に提案し、採決することよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申案のデータをタブレット端末にお送りいたしましたので、お目通し願います。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 1時40分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時41分]

それでは、答申案につきましてご意見、またはお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、お諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

以上で本日の日程事項は全て終了しましたが、ほか何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

散 会 午後 1時42分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢口龍人